

2023/03/20(月)

第17号議案 豊島区国民健康保険条例の一部を改正する条例、5 陳情第2号 国民健康保険料を引き上げないことを求める陳情 について(討論・清水)

私は、日本共産党豊島区議団を代表して、ただいま議題となっております、第17号議案、豊島区国民健康保険条例の一部を改正する条例について、可決することに反対の立場から、なお後ほど上程されます5 陳情第2号「国民健康保険料を引き上げないことを求める陳情」について不採択に反対し、直ちに採択することを求め、合わせて討論を行います。

本議案は、5つの改正を提案するものです。

1点目は「出産育児一時金支給額の引き上げに関する改訂」で、支給額を現行の42万円から50万円に引きあげるもので、これについては賛成です。

2点目は「保険料率等の改定」で、これについては後で述べますが、保険料の値上げであり、反対です。

3点目は「保険料の賦課限度額の改定」で中間所得層に配慮し保険料の賦課限度額を20万円から22万円に引き上げるものです。しかし中間所得層に配慮したと言っても、中間所得層も含めほぼすべての階層で保険料は上がっているのです。

4点目は「低所得者の保険料の減額に関する改訂」で低所得者への経済的負担の観点から均等割り額の軽減となる基準の所得を引き上げるもの。5点目は「特例対象被保険者等にかかる届け出に関する改定」で、4点目、5点目については賛成です。

この条例に反対する理由は、保険料が過去最大の値上げとなるからです。

来年度の特別区の保険料の改訂では、基礎賦課額と後期高齢者支援金等賦課額の所得割率を9.44%から9.59%へと0.15ポイントの引き上げ、均等割り額を55,300円から60,100円へ4800円の引き上げ、賦課限度額を85万円から87万円に引き上げます。この結果一人当たり保険料は131,813円から143,363円へと11,550円の大幅値上げです。さらに豊島区で一人当たり保険料が昨年の120,919円から133,941円へと13,022円の負担増です。この上げ幅は2011年平成23年旧ただし書き方式になって以来、過去最大の上げ幅です。コロナかと株価高騰が続く中、特に低所得者や、非正規労働者、年金生活者という方が多いのに過去最大の上げ幅で、まさに命と健康の危機です。

子育て世帯も深刻です。たとえば40代夫婦、子ども二人で、給与年収400万円の世帯の保険料は、今年度(22年度)の47万2875円から来年度(23年度)は48万8,339円と15,464円の値上げで年収の13.7%が国保料になります。しかし値上がりしているのは国保料だけではありません。税金、食費、光熱費など物価高騰が続くのに、その一方で給料は上がりません。こうした中、はるかに限界を超える状況となっているのです。

特に負担が重いのは均等割です。直近の3年間、21年度から23年度で均等割は実に8,100円も上がっています。均等割は生まれたばかりの赤ちゃんにもかかり、子どもの数が多いほどその分負担も重くなる、いわば人頭税のようなものです。今年度22年度からようやく未就学児までは半額となりましたが、小学生以上は軽減措置がありません。

0歳から小学校6年生まで均等割の全額免除にかかる事業費は8,400万円です。特別区長会が毎年、要望を上げていると言いますが、国、東京都はやろうとしません。であるならば区民に一番身近な区がやるべきです。

かつて国は国保財源に42%を投入していました。ところが1984年の法改定で国庫負担を大幅に削減しさらに今回、広域化で法定外繰入をなくすとしているのです。これでは保険料が、際限なく上がり保険料の滞納者が増えることは必至であり、国民皆保険制度を維持することができません。

広域化への議論の中で、全国知事会は国に対し協会けんぽ並みの保険料とするのに1兆円の公費負担増を行うよう、国に求めましたが、国は3400億円しか投入しませんでした。その後も全国知事会、全国市長会は毎年の政府への要望で、国保の財政基盤を抜本的に強化するため、定率国庫負担、公費負担の引き上げを求め続けています。

さらにコロナが2類から5類になればコロナ減免が廃止されます。わが党はコロナだけでなく収入が激減した場合への保険料軽減が必要と、これまでも求めてきましたがやろうとしません。

こんなことをいつまでも続けていたら区民の命は守れません。

特別区独自の激変緩和措置をしても過去最大の値上げとなっています。特別区長会から国及び東京都へ財政措置を講じる要望度々あげています。昨年2022年2月、豊島区議会からも国と東京都に要望書を全会一致で提出しています。

委員会審査で私が区議会として改めて国と東京都に意見書を提出するよう呼び掛けましたが、ほとんど反応はありませんでした。公明党、自民党、都民ファーストの会・民主などから、負担の公平性、今回は適正な水準、法定外繰り入れをなくしていくことが国保の正しい解決の道、応分の負担をしっかりと求めていくことは必要、などの発言がありました。結局、わが党以外は国民皆保険制度を維持するためと言って、議案に賛成しました。

本議案には、出産一時金の増額、低所得者の保険料の減額に関する改定などの改善点はありますが、保険料の大幅値上げについて到底認めることはできません。よって第17号議案、豊島区国民健康保険条例の一部を改正する条例について、可決に反対いたします。

次に、5 陳情第2号「国民健康保険料を引き上げないことを求める陳情」について、不採択に反対の立場から討論します。

この陳情は、長引くコロナ禍と物価高騰から、国民健康保険料を引き上げないこと、国民健康保険制度の抜本的な改善と均等割りを軽減するための財政措置を国と都に求めること、今年度から

始まった均等割未就学児童の半額の対象を小学 6 年生まで広げるよう、国に求めることの 3 つを
求めるものです。先ほども述べましたが、国民健康保険制度の構造的問題を解決するのにこの 3 つ
は必要不可欠なもので採択すべきものです。よって、5 陳情第 2 号「国民健康保険料を引き上げな
いことを求める陳情」について、不採択に反対し、ただちに採択することを求めるものです。

以上で討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。